

## 医師（法務技官）の募集について

入国者収容所東日本入国管理センターでは、次のとおり医師（法務技官）を募集します。

### 1 勤務場所

入国者収容所東日本入国管理センター（茨城県牛久市久野町1766-1）

※出入国管理及び難民認定法に定める退去強制事由に該当し、我が国から退去を強制される外国人を送還するまでの間、収容する施設です。

法務事務官及び入国警備官のほか、被収容者の健康管理に従事する医師、看護師及び薬剤師が配置されています。

### 2 採用官職

法務技官（医師）

### 3 募集人数

1名

### 4 採用予定日

随時

### 5 業務内容

- （1）被収容者に対する診療・健康管理
- （2）診療所管理者としての業務
- （3）当センター職員の健康管理医としての業務

### 6 応募資格

次の全てを満たしていることを条件とします。

- （1）日本の医師免許を有すること
- （2）国家公務員法第38条に規定する欠格事由に該当しないこと

(3) 定年年齢（65歳）未満であること

## 7 勤務条件

### (1) 勤務日

月曜日から金曜日までの平日

土曜日，日曜日，祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は原則として勤務の必要はありません。

### (2) 勤務時間

週38時間45分

原則として8時30分から17時15分までの1日7時間45分勤務（12時から13時までは休憩時間）

### (3) 休暇

人事院規則に基づき，年次休暇のほか，夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等の特別休暇や介護休暇が設けられています。

なお，年次休暇は毎年1月1日に20日が付与され，採用時に付与される日数は採用日によって異なります。

### (4) 給与

一般職の職員の給与に関する法律に基づき，医療職俸給表（一）を適用し，職務経験等を考慮して俸給（令和3年2月現在，調整額を含め，月額282,200円～526,100円）を決定します。

このほか，次のような諸手当が支給されます（月額等は令和3年4月現在の同法等の規定によるものであり，変更される場合があります。）。

ア 扶養手当 扶養親族のある者に支給。子1人につき月額10,000円等

イ 住居手当 借家に居住する場合に月額最高28,000円

ウ 通勤手当 交通機関等を利用する場合に1か月当たり最高55,000円

エ 期末手当・勤勉手当 勤務期間及び勤務成績に応じ支給

オ 地域手当 俸給及び扶養手当の16%を毎月支給

カ 初任給調整手当 月額最高251,200円

### (5) 福利厚生

共済組合制度により，全国の医療機関や宿泊・保養施設の利用に様々な便

宜がはかられています。

また、法定の要件を満たす業務中又は通勤中の事故に対しては、国家公務員災害補償法による補償が実施されます。

#### (6) 研修

申出により、週5日のうち、2日までを外部医療機関における研修に充てることができます。

ただし、国家公務員法の規定により、報酬を受けて兼業することなどは原則として禁止されています。

### 8 応募方法

次の担当まで履歴書（写真貼付）及び医師免許証（写）各1通を提出願います。

〒300-1288

茨城県牛久市久野町1766-1

入国者収容所東日本入国管理センター総務課人事係

TEL 029-875-1291

### 9 選考方法

書類選考の上、書類選考合格者に対してのみ論文試験及び人物試験を実施します。